

世界遺産条約のめざすもの

—ICOMOS (国際記念物遺産会議) の議論から—

宗田 好史

(京都府立大学)

1992年にわが国が世界遺産条約⁽¹⁾を批准したのは、72年に条約がユネスコ総会で締結された20年後のことである。以前の無関心ぶりと比較すると、その後14年間の国内の様子は、にわかな世界遺産ブームといえよう。テレビ番組、出版界、観光業界それぞれに世界遺産を冠した商品があふれている。特に、近年の豊かな高齢者たちの旅行好き、文化好きの傾向に世界遺産は合うらしい。踏破し、揃え、集めたいという国民の嗜好を刺激するのかもしれない。

その一方、全国各地では地元の文化財を世界遺産にという活動が盛んになった。かつて、白神山地のブナ林保存を訴える活動が、わが国の世界遺産条約批准に大きな影響を与えた。同様に、現在の文化財保護法、自然環境保全法などで守りきれない遺産を、世界遺産というタイトルをもつもう一つの法体系、制度的枠組み、社会的認知などで一層の保護・保全強化をねらう活動が広がったとも考えられる。その反面、世界遺産のタイトルだけが欲しいという活動も多いだろう。

しかし、世界遺産はどのように生まれたのか。ユネスコは、今それをどうしようというのか。なぜ世界遺産を守るのか、なぜ各国は登録を続けるのか。これら素朴な疑問について国内では十分な議論が尽くされているとはいいがたい。マスコミは、世界遺産を美術全集や観光案内と同じように紹介することが多く、一般市民の関心もこの域をでない。登録に向けた各地の動きには、国宝・重要文化財の上の「肩書き」と考えるもの、ローカルな価値評価を世界に発信するものなど様々な認識がある。実際、世界遺産は多様性をもったグローバルな文化活動である。しかし、そうはなりにくい地元にはどんな問題があるのだろうか。

本論では、世界遺産条約成立から現代までの経緯から文化遺産に関する議論の展開を探り、国内の議論とは異なった点が多い国際的状況を点検する。次に、近年話題の中心になった文化的景観、産業遺産、文化的ルートなど新しい種類の文化遺産を取り上げ、あわせてそれらの遺産の保護のために必要な管理計画を紹介し、管理運営上も問題となる文化遺産と観光の問題を紹介しつつ、地域社会と文化遺産の関わりの問題を探る。

キーワード：世界遺産、国際記念物遺産会議、文化的景観、産業遺産、管理計画

1. はじめに：世界遺産をめぐる論点

日本国内同様に、世界的に見ても世界遺産は1990年代以降ブームであるといえる。特に文化遺産の登録数が急増している。増加する文化遺産の内容が多様化、その分布も広がった。先進国では国の主導ではなく、地域発、市民活動提案で世界遺産登録を目指す運動も増えた。国内同様に、一層の保全を望むものもあれば、タイトルによる知名度向上を望む活動もある。

このように多様性を内包しつつ、国の内外で世界遺産ブームへの関心は高まっており、世界遺

宗田：世界遺産条約のめざすもの

産を巡る現代社会の様相には、自然遺産、文化遺産双方それぞれへの市民の態度の変化がよく現れているともいえる。その点に着目した環境社会学からのアプローチがこの特集であり、主に世界文化遺産に関する知見から、この議論にいくつかの論点を提供し、今後の研究に資することを本稿の目的としたい。

一つの論点は、世界遺産条約成立の経緯とその後の展開を整理することである。それは、特に文化遺産の文化に関して、本来個人とか地域という個別の単位に帰属するものが、世界遺産条約に代表される国際的枠組みの中で定義され、現在もユネスコ世界遺産センター、ICOMOS（国際記念物遺産会議）などでどう議論されるのか。また、わが国の文化庁と自治体は、個別の問題と国際的枠組みをどう関係づけているのか。そしてその中で、文化遺産の所在する地域の自治体、周辺住民、遺産本体の所有者、関係者、そして一般の市民は、どう捉らえるかが、整理されているとはいいがたい状況にあると考えるからである。いうまでもなく、文化の捉らえ方は多様である。その捉え方の現象は、一つの研究領域でもある。

次の論点は、世界文化遺産の近年の展開である。文化的景観、産業遺産、文化的ルートなどの文化遺産は、1972年の条約締結時には想定されていなかった新しい種類の遺産である。これら新文化遺産に関する先進各国政府、ICOMOSの専門家の対応、そしてその登録を目指す地元市民の活動には、世界遺産の枠組みを越えたより広く自由な文化的な運動があるように見受けられる。しかし、わが国で、文化遺産を巡ってこの自由な文化的活動が広く展開しているのだろうか。諸外国の状況を紹介しつつ、わが国との比較、将来の展望の一助にしたい。

第三の論点は、文化遺産の管理計画（management plan）を巡る議論である。過去十余年にわたり文化的景観という種類の文化遺産が登録数を増してきた。この遺産の保護に際して、各国政府は遺産管理計画を策定し、世界遺産委員会に報告することが求められている。現在、英国とイタリア両政府だけが策定し、その下での管理状況を報告しているが、わが国はじめ多くの国々は用意できていない。文化遺産の保護の枠を越えて、管理・運営の取決めを求める理由とそのために必要な議論を紹介したい。

最後の論点は、文化遺産と観光の問題である。世界遺産センター、ICOMOSなど世界遺産の保護の専門家の間では長年、観光はまず脅威であると考えられてきた。しかし、文化を通じた世界平和のキャンペーンとしての性格をもつユネスコ世界遺産条約の世界では、観光は交流の好機ともなる。脅威を好機に転ずるための議論は、2度にわたるICOMOS国際観光専門分科委員会による文化観光憲章にも述べられている。

2. 世界遺産の誕生、その後の文化遺産の変遷

わが国が20年遅れで世界遺産条約を批准した1992年は、世界遺産20年の歴史が大きく変わる時期でもあった。1989年のベルリンの壁崩壊に始まる東西対立が終焉し、南北対立、民族紛争が顕著になり始めた時期であり、2001年の同時多発テロに至る時代でもあった。今日に至るグローバル化現象が加速した時期とも重なる。そして、リオデジャネイロでの国連環境と開発会議（地球サミット）の年でもあった。

この時期を境に、それまでの少なかった世界遺産の登録件数が増加した。特に、文化遺産は文化的景観、産業遺産、文化的ルートなど新しい種類の登場によって多様化し、1970年代当時に登録された遺産とは様相が異なってきた。いろいろな意味で、それ以前と以後で世界文化遺産とそれを取り巻く世界は変わった。

この意味で、この時代までを世界遺産の誕生期とすれば、以降は展開期・変遷期と呼ぶことができるだろう。二つの時代に分け、それぞれの特徴と何が変わったかを見てみよう。

2.1. 世界遺産の誕生

国際連合の前身が第一次世界大戦後のパリの講和条約を受けて生まれた国際連盟であり、国際連合教育科学文化機関（ユネスコ）の前身は国際連盟の国際知的協力機関である。ともに二つの世界大戦への反省から国際協調による平和の実現を目指して提起された国際機関である。同様に、戦争によって失われる文化財の保護のための取決め、1907年のハーグ条約第4条と1954年のユネスコの提唱による新・ハーグ条約が世界遺産条約の前身である。つまり、戦禍から文化遺産を守るためという目的が世界遺産条約の根底にある。

この条約は戦争など国際紛争に際して、世界人類に広く知られた文化遺産の保護のための措置を取り決めたものであり、特に第二次世界大戦の戦災で失われたヨーロッパの歴史都市、その文化芸術を保護することを目的とする。当時は、徹底的に破壊されたワルシャワ、救われたローマを対比する記憶も新しく、いわゆる無防備都市を制度化する取決めである。同じ頃、ヨーロッパを中心に西側先進国では、文化財や歴史都市保全に関する取組みが活発になっており、ユネスコによる文化遺産保護活動も始まっていた。また、世界の専門家が集まって1964年にヴェネツィア憲章⁽²⁾が結ばれ、国際NGOとしてICOMOSが生まれた。

西欧先進諸国では、1930年代までに文化財保護法、自然保護制度、近代都市計画法制度が整えられていた。第二次世界大戦とその復興という混乱期をはさんで、これらの制度がようやく実施されたのが60年代であった。それは、戦災は免れたものの経済成長のために文化財が危機にさらされた時期でもあり、平和と繁栄の中で文化財への関心が高まった最初の時期であった。

国際間の紛争を解決する上では、国際連盟以上に効果を発揮しなかった国際知的協力委員会への反省にたち、それに代わるものとして英国の提唱で生まれたユネスコは、東西両陣営の対立の中で十分な活動ができないでいた。科学も教育もイデオロギー対立の道具と捉えられ、発展途上国への両陣営からの国際協力での対立が高じて、やがて米国や英国がユネスコを脱退するという危機的状況にも直面した。

その中で、1950年設立のユネスコ本部の文化遺産部、翌年設立の「記念物・芸術的歴史的遺跡・考古学的発掘に関する国際委員会」は、小さいながらも事務局内部では重要な国際協力事業を展開し始めていた。同委員会の設立をブラジルとともに積極的に推進したエジプトでは、ナセル大統領（当時）が、灌漑による食糧生産50%増、10倍の電力供給を目的に推進したアスワンハイダム建設がソ連（当時）の援助で始められた。反ナセルの米国⁽³⁾とダム以上の援助ができないソ連との間で、水没するヌビア遺跡の救済はユネスコの手で始められた。ヌビア遺跡とはエジプト・スーダンにまたがる古代エジプト以来、ギリシャ・ローマ時代、ビザンチン・イスラム時代を通じた多くの建造物が建っている。フィラエとアブシンベル神殿群がダムにより水没する遺

宗田：世界遺産条約のめざすもの

跡で、その移設が事業内容である。

国際キャンペーンをユネスコが呼びかけたところ各国から予想以上の反響と醸金が寄せられ、神殿の移設工事には世界的関心が集まった。次のインドネシア・ボロブドゥール遺跡救済キャンペーンでは、日本各地のユネスコ協会の貢献も大きく、大規模な修復事業に成功した。

この結果、文化遺産分野の活動はユネスコにとってより大きな領域として認知されるようになり、イデオロギー対立を乗り越えた協力が可能な数少ない、したがって、より重要なテーマとなった。同時に、民族と国家を越えた世界人類共有の遺産という概念が普及し、東西対立、南北対立を乗り越える文化的取組みとしての期待が世界遺産に求められるようになった。

世界遺産条約締結前は、先進国の市民社会の中だけとはいえ世界に共通する話題として登場した文化遺産とは、これら数少ない著名な遺跡を意味していた。上記の二つの他、パキスタンのモヘンジョダロ遺跡、ペルーのマチュピチュ遺跡など、主に発展途上国にあり、ダムや灌漑など開発による危機にさらされていたもの、遠隔地にあり自然崩壊の危機にさらされていたために救済が必要な遺跡であった。そして、世界中誰もが学ぶ人類史上のモニュメントとして名高いものもあった。

ユネスコによるこれら名高い遺跡の救済活動は、現在もカンボジアのアンコールワット、アフガニスタンのバーミヤン遺跡とその周辺地域などで続けられている。1970年代とは異なり、ユネスコ最大の出資国である日本は、直接の費用負担だけでなく、ユネスコに拠出した日本基金の運用によって、その資金の大半を提供している。反面、テレビ番組などで呼びかけている割には、市民からの醸金は増えていない。

2.2. 世界文化遺産の転換

世界遺産条約がユネスコ総会に提起された1972年当時の状況は、こうして文化遺産保護を巡る国際協力が声高に叫ばれていた時代であった。そこにもう一つ自然遺産が加わったのは別の事情である。イエローストーン国立公園制定の100周年を記念しようという、米国のフルブライト上院議員等を中心とする活動である。世界に先駆けて自然・野生動物の保護に取り組んでいた米国がその国立公園の考え方を世界に広げようという意図によるものであり、このとき急遽、そして初めて自然遺産という概念が付け加えられ、現在の世界遺産の大きな枠組みとなっている。

条約は、事務局をユネスコ世界遺産センターに置き、10ヵ国の代表による世界遺産委員会が毎年開催され、各国政府から申請される遺産を審査し、登録手続きを行うことなどを定めている。また、世界遺産条約履行指針（operational guideline）はその詳細を定めている。日本の場合は、文化庁が文化遺産を、環境省が自然遺産を登録しており、文化庁は文化政策審議会文化財保護部会の審議を経て、条約に定められた暫定リストを用意し、その中から順次登録作業を始めることとしている。先進国の多くでも同様の仕組みであるが、地方分権の進捗具合、文化、自然環境に関する行政機構の違いがあるため固有の事情がある。しかし、世界遺産条約は原則としてユネスコに加盟する各国政府からの申請によって登録を進める仕組みであり、世界遺産はそれぞれの国家が深く介入する仕組みで、地方自治体や地域住民などが関与しにくい仕組みである⁽⁴⁾。

条約発効後の1970年代は登録数が極めて少なかった。条約批准国が少ないこともその理由の一つではあるが、国際的に救済を必要とするような文化遺産の登録が目立ち、イラン、エジプト

などの古代の遺跡、イタリアのヴァルカモニカの岩石線画群など古代以前の遺跡が目立つ。70年代の終わりに、フランスが79年にモン=サン=ミシェルとその湾、シャルトル大聖堂、ヴェルサイユ宮殿と庭園、78年に西ドイツがアーヘン大聖堂などを登録している。世界的に著名な歴史的建造物の登録であり、その後、もう一つの世界文化遺産の流れとなった。また、1980年、イタリアは岩石線画群の次に、レオナルド・ダ・ヴィンチの「最後の晩餐」があるサンタ・マリア・デッレ・グラッツィエ教会ならびにドミニコ会修道院を登録した。人類史上の傑作という位置づけである。しかし、同種の文化遺産は、その後、ほとんど登録されていない。

1970年代後半から80年代にかけての時期と、各国が競うように登録する90年代以降の状況とはかなり異なる。70年代はユネスコ本部のあるパリだけでなく、多くの先進国で既存の権威を否定する政治運動が活発で、文化政策も大きな影響を受けた。そのため文化遺産への関心も大きく変わったのである。つまり、発展途上国にある著名な古代遺跡の保護から、世界中どこにもある身近で多様な文化遺産へと世界文化遺産は変化した。先進国の考古学者が旧植民地の遺跡を発掘調査した時代から、国民自らが研究も保存も担うという時代への変化でもある。

実際、ヌビア遺跡救済がフランス人専門家の指導で進められた間にユネスコの研究協力、博物館支援もあり、エジプトの考古学界は発展し、イランでもイラクでも、中南米各地の多くの国々でも専門家が増えた。その一方、先進国の中では遠い途上国の遺跡への関心よりも身近な文化遺産、町並みや農村景観への関心が高まっていたのである。わが国でも1975年の文化財保護法改正により伝統的建造物群保存地区が文化財となったように、欧米先進国ではより総合的な歴史的都市環境保存、景観保護制度が1960年代末から70年代にかけて制定されていた。総合的な文化遺産としての景観という捉え方は、その後80年代の主流となった。こうして、戦禍から文化遺産を守る取組みが、権威主義的な文化を否定しつつ、脱欧米、脱芸術、脱モニュメントの流れとなり、都市から農山村へ、建築物から景観と広がっていった。

2.3. 文化遺産保存論の展開

ユネスコ文化部の文化遺産保護活動は、遺跡の救済以外にも文化遺産保護の国際共通基準の制定に向けた活動を続けていた。保護活動が国際事業として進む中で、世界的規範の必要性はますます高まっていたこと、また欧米先進国でも発展途上国でも経済成長が進む中で多くの文化遺産が損なわれていく問題もあり、数々の勧告を出していたために、その根拠としても共通基準の認知を高める必要があった。

基準の主な内容は、考古学上の発掘、博物館の開放、都市と農村、庭園の景観美、文化財輸出入、文化遺産保護のための国際交流、民間伝承の保全など多岐にわたっている。西欧諸国は数々の条約締結を通じて、EUの先進的な文化遺産保護政策を展開していた。この影響下に、世界各国に向けて文化遺産の保護に関するユネスコ独自の勧告が続けられ、その内容も拡大していった。

前述の1907年と54年二つのハーグ条約に加えて、64年にユネスコの呼びかけで開催された世界の文化財保存専門家の会議で採択されたヴェネツィア憲章も保存理論の古典として認識されている。その内容は、現在に至るまで尊重される国際規範であり、ICOMOSの発足をも定めたものである。憲章に述べられた多くの論点の中でも、文化財修復に際して本来の材料と正確な記録を尊重し、徒な想像的復元を戒める点は、その後、世界に大きな影響を与え、1994年の「真

宗田：世界遺産条約のめざすもの

性性 (Authenticity) に関する奈良宣言」まで、多くの専門家の関心の中心となった。1972 年の世界遺産条約の以後も、文化遺産保存関係の条約、憲章は数多い。ヨーロッパ地域内で EC、EU が定めた憲章も多いが、ICOMOS が次々と打ち出した多様な憲章も多い。

こうして文化遺産保護の国際的議論が発達した中で、世界遺産条約とその履行指針も必然的に時代の要請を判定したものに書き換えられた。特に 1990 年前後に転機が訪れるのは、まず遠因として、東西対立の解消、南北問題の深刻化、あるいは地球環境問題への関心の高まりがある。内的な要因としてはヨーロッパ先進国の経済成長が鈍化し、社会が成熟したために、歴史的環境の保護への市民の要求が高まったことも関係するだろう。また、遺産の範囲が広がり、世界遺産条約履行指針をめぐる議論が活発になると、文化的活動として文化遺産を考える取組みも広がった。日本でも、文化遺産ではないが自然遺産で、自然保護運動から白神山地を世界自然遺産登録することで保護を進めようという戦略的発想があった。

実際、日本が初登場した 1993 年世界遺産委員会は、後述するように、棚田や森が文化遺産となり、保存理論も転換しつつあった。ICOMOS の議論も同様であった。ヴェネツィア憲章は十分に尊重されていたが、それをオーストラリアのバラ憲章のように地域固有の立場から再定義する取組みが重ねられていた。真正性 (Authenticity) の尊重だけでなく、地域文化の多様性 (Diversity)、統合性 (Integrity) を理解しようとし、同時に文化遺産の無形 (Intangible) の価値が議論され始めていた。これらは 90 年代の ICOMOS の大きなテーマであった。

一方で、「文化遺産の驕り」、「文化財貴族・保存貴族は貧困に巢食う」という表現で、従来の文化遺産保護への批判が出た。地域の事情や周辺住民の心情が理解できない専門家による高圧的な保存理論が批判され、専門家だけの議論で保存を進めることが戒められた。また、90 年代には開発援助によって発展途上国の文化遺産保護が一気に進んだが、半面その弊害、例えば貧困の中で遺産保護だけを進める状態、貧困や社会的問題が解決されないまま、高額な資金を遺産につぎ込むことの是非が話題となった。先進国の専門家やコンサルタントが開発援助を食い物にするという極端な批判も出始めていた。

このような議論を受け、ICROM (ユネスコの文化財修復ローマ研修センター) の研修プログラムは、従来の保存理論・技術の教育だけでなく、地域開発の文脈の中で地域社会の自主性を尊重する保存活動を重視する内容に変えられた。その背景には、この問題が途上国だけでなく、先進国でも少なからず話題になっていたことがある。文化遺産の多様な広がりの中で、保存対象を幅広く捉え、保存に地域社会の参画を重視する考え方が広がったためである。

実際、欧米各国は「文化的景観」「産業遺産」「文化ルート」など新種の文化遺産を次々と提起し、地域社会の自主的な文化活動の側面を強化していた。こうして、1990 年代には日本の文化財行政も急速に世界の論調に影響されるようになった。

3. 新たな文化遺産の発見をめぐる議論

2000 年代の今日、世界遺産委員会で毎年登録される文化遺産の数は 30 から 50 に上っている。その中には考古学遺跡もあるが、圧倒的に多いのは文化的景観、また近年ヨーロッパ諸国が熱心

に登録を勧めているのは産業遺産である。また、文化的ルーとも取り入れようという動きもある。これらは、1972年当時にはおよそ考えられなかった種類の遺産であり、過去20年の間に、加盟各国内での関心の高まりを受けて、国際的な議論が進められた結果、世界文化遺産の中心を占めるようになった新しく発見された文化遺産である。その代表的なものとして文化的景観と産業遺産を見てみよう。

3.1. 文化的景観という遺産

日本をはじめ東南アジアに多い棚田や、フランスのぶどう畑は観光対象になっている。英国の田園風景の美しさも有名で、EUでは農村観光の助成対象にもなっている。これは人間が自然を利用してつくった景観であるから、自然を素材にした文化、自然と文化が融合したものとして保存されるべきものである。しかし、それは文化財、文化遺産であるだろうかという議論が始まった。

世界遺産委員会は1985年からこの問題の検討を行ってきた。具体的な事例として、英国の湖水地帯が提案され、その研究の結果、田舎の景観は世界遺産条約第1条に規定する文化遺産の基準にも、自然遺産の基準にも、そのままでは合致しないと考えられた。しかし、委員会は人工的景観にも守る価値があると考え、世界遺産条約履行指針の選定基準(criteria)の中に、文化遺産と自然遺産両方の価値のある複合遺産という概念以外に、「文化的景観(Cultural Landscape)」という新しい概念を加えることを検討した。

問題は、普遍的価値(条約第1, 2条, Universal Value)を持ちうるかという点であった。長期間の議論の結果、1992年の世界遺産委員会は「顕著な文化的景観」を文化遺産選定基準に加えることに合意した⁽⁵⁾。同時に、加盟各国に働きかけ、それぞれの国の解釈によって暫定リストに加えられるべき文化的景観を列挙させ、それらの比較によって世界遺産に登録するに相応しい文化的景観を選ぼうという作業が始まった。

しかし、早速翌93年の委員会にニュージーランド政府は、1990年に自然遺産として登録したばかりのトンガリロ国立公園を文化遺産としても登録する提案を持ち込んだ。ニュージーランドの先住民アボリジニーの祈りの場所という価値が登録要件で、寺も社も鳥居も、しめ縄すらない。「およそ450年間にわたってこの地域で、アボリジニーの人達が祈りを捧げたという事が言い伝えられている」ということが、その説明であった⁽⁶⁾。

1993年は、日本が批准後初めて臨んだ委員会で、同じ席で白神山地、屋久島、法隆寺、姫路城を審査にかけていた。翌94年委員会ではオーストラリア政府が、87年に自然遺産登録したウルル=カタ・ジュタ国立公園(通称イヤーズ・ロック)を文化遺産としても申請した。古都京都の文化財を審議した委員会である。国内ではあまり紹介されなかったが、これら二つの文化的景観と日本が申請した城郭と社寺は同じ文化遺産でも異なった印象を与える。むしろ屋久島や白神山地に近い。屋久島と白神山地に文化的価値はないと判断したとことにもなる。

ニュージーランドとオーストラリア両国政府は、アボリジニー政策を進めており、また行財政改革の中で、その政策の合理化、アボリジニー自立促進を図る必要もあっただろう。いずれにせよ、自然遺産に文化遺産を加え、複合遺産として登録した両国の政治的意図は目立たないながらも、重要な意味をもつ転換であるだけでなく、特に世界文化遺産を巡る議論に大きな刺激を与えたこ

宗田：世界遺産条約のめざすもの

とは間違いない。

これ以降、各国政府は文化的景観を次々と登録した。特に複合ではなく単独で文化遺産となったコルディレラの棚田（フィリピン，1995年），シントラの文化的景観（ポルトガル，1995年）をはじめ，ヨーロッパからもアジアからも農村景観を中心に文化的景観が登録され，日本からも95年に登録した古都奈良の文化財では，春日大社と春日原生林を，96年登録の白川郷・五箇山の合唱集落でも周辺の山林をそれぞれ文化的景観に順ずる価値ある地域として説明していた。そして，2003年をはじめの本格的な文化的景観として紀伊山地の霊場と参詣道の登録を果たし，11年間の遅れを一気に取り戻し，また2004年には景観法の制定にあわせて，文化財保護法を改正し，従来名勝などの種類で保護していたものを独立した文化財として定義することとなった。その後，文化庁は農林水産業に関連する文化的景観の調査を続けている⁽⁷⁾。

世界文化遺産の中で文化的景観が注目された理由は，文化遺産か自然遺産かのどちらかに分けるのではなく，人間がその生活・生業を通じて関わってきた人文的・自然的要素の総体としての景観を，文化遺産の概念に取り込むべきであるとの姿勢が明瞭に見て取れる。景観は地域社会の所産が総合的に現れた文化だという捉え方である。有機的に進化してきたその景観をいかに継承するかという地域社会の未来の課題として捉えようとしている。

3.2. 文化的ルート，道そして信仰の山

紀伊山地の霊場と参詣道については，文化的景観としてだけでなく，道と山という新たな文化遺産としての議論が始まった。道とは広く文化的ルート（cultural route）⁽⁸⁾と称される。ヨーロッパ諸国に残る古代ローマ時代の街道跡のように石畳などの物的施設が残っているも，フランス南部からスペイン北部のサンティアゴ・ディ・コンポステーラに至る巡礼路などがある。また，シルクロードのようにユーラシア大陸を横断する広大なルートも，文化が伝播したルートとして文化遺産と考える向きもある。一般には古代の街道やコースが特定できる巡礼路など，保存計画が策定しやすい対象が登録されている。紀伊山地の参詣道，熊野古道があたる。

ルート（道）を文化遺産と提唱し始めたのはヨーロッパ諸国で，すでに知られている文化遺産を巡るルートを意味し，国境を越え，文化の多様性を理解する観光ルートであった。1980年代末には，サンティアゴ・ディ・コンポステーラに至る巡礼の道，農村の道，絹の道（欧州内の養蚕地と絹織物産地），バロックの道，ハンザ同盟都市の道，ヴァイキングの道などであった。バカンスの推奨観光コースのようなもので，文化交流の歴史とヨーロッパの一体性を感じることができる。そして，著名な観光地への過度の集中を，広い地域に分散させるための観光対策でもあった。現在でも，産業考古学ルートなど次々と整備されているだけでなく，ヨーロッパ発で世界に発信する意図の下，世界遺産登録も推進されている。

ICOMOSにも文化的ルート国際専門分科委員会が設けられ，候補となるルートの検討を続けている。シルクロードはいうまでもなく，仏教伝播の道など，現状では難しいものの，未来の世界文化遺産の課題として議論がある反面，各国内の文化的ルートの検討を続けている。

一方，山は日本で言う名勝。あるいは信仰や宗教，文学，芸術活動などに関連する種類の文化的景観として認められるものを指す。まだ登録されてはいないが，わが国では富士山がその代表であり，世界にはチョモランマ，シナイ山など数多い。2003年はユネスコが提唱する世界山岳

年であったこともあり、世界遺産登録を目指す和歌山県の支援で、ユネスコ世界遺産センターと日本の文化庁がアジア信仰の山国際会議を開催した。アジア各地の宗教圏における山岳信仰、山の神聖性、環境保護などの問題についての議論が重ねられた。しかし、山を文化遺産とするか否か、あるいは文化的景観の中に入れるべきかまだ議論が分かれている。

この会議の中で文化庁が説明したように、信仰の対象としてみると富士山の文化的価値は高い。関東を中心に各地の浅間神社と小さな富士山、富士講など有形・無形の価値を日本固有の山岳信仰の一つと捉えると、生活と自然のつながりを語る文化遺産として理解される。

イコモスでは、「文化的景観」という領域で文化遺産と自然との関係性の認識を広げる努力を続けてきた。理由の第一は地球環境問題であるが、現代の国際社会の大問題である南北対立、特に途上国への理解、多くの途上国それぞれの固有の文化を知る上で欠かせないと考えられている。文化を狭く定義してしまうとアジアやアフリカの文化遺産をなかなか登録できない。世界遺産の件数が、ヨーロッパ・北アメリカに集中している現在、この偏在をどう是正し、世界遺産を通じて相互理解を促進しようという課題の中で、信仰の山への期待もある。

紀伊山地の霊場と参詣道の場合も、文化的ルートと信仰の山は、単体としての遺産を登録するのではなく、地域と地域、地域と世界を繋ぐもので、さらに無形と有形の交流がそこで促進され、過去・現代・未来を貫くルートであろうという理想がある。ただ道を残すのではなく、道に込められた精神世界を文化として認知する取組みが、文化的ルートという遺産に込められている。

紀伊山地の霊場と参詣道は、次の3点が登録した時の価値認識になっている。第1に、聖なる山・霊場としての価値、山岳信仰。第2に、自然を崇拜し、神を見出す日本固有の文化。第3に、浄土・よみがえりの地としての山岳文化である。これに加えて、山、つまり自然が町、日本各地、世界各地と結ばれ、この地域の文化を発信してきた長い歴史があった。このことを日本文化の重要な一面と認識し、文化活動を続けていく意欲を世界に宣言した。

ただ残念ながら、文化庁の権限は非常に限られており、文化運動としての文化遺産ではなく、ともすれば文化財行政としての文化遺産保護となる。そのため、地元3県と関係市町村は「紀伊山地の霊場と参詣道」に関して、総合的な行政として保護、継承し、その固有の価値を世界に向けて発信していく取組みを始めることが求められる。

3.3. 産業考古学と産業景観、保存と再生の方法論、近代化遺産

一方、英国とドイツは、1990年代から積極的に産業遺産を登録している。産業遺産とは鉱山や工場とそれに付随する労働者のための住宅や非生産的施設などを含んだ鉱工業の歴史にとって価値のある遺産である。産業革命発祥の地、英国にはアークライトが水力紡績機を開発したダーヴェント・バレーや優れた労働者住宅として知られるニューラナーク、サルテアなどの市街地があり、産業革命によって始まる近代化の文化的価値を知らしめる遺産である。産業遺産は、わが国では近代化遺産の中に含まれる。廃坑や工場跡は、産業考古学者によって克明に調査され、よく保存、展示がなされている。

この背景には、ヨーロッパ諸国が英仏独伊の産業遺産ルートを整備し、産業革命から環境革命に至る政策転換のコンセンサスをめざす取組みがある。これは同時に衰退工業地域を文化で再生する政策でもある。欧州大陸では、産炭地は国境に多く存在し、EU発足によって辺境としての

宗田：世界遺産条約のめざすもの

地位から交流の最前線に転換した地域でもある。その点からも、辺境を開発しようという意図のもと、各国の文化政策が世界遺産を巡って大きく動いている。

イギリスでは、長い年月、衰退した産炭、工業地域の振興を図ってきたが、やはり今までのような補助金中心の振興策ではなく、行政改革、行財政改革の一環として、産業景観を使い地域再生を進めている。世界で始めての鉄のアーチ橋を有するアイアンブリッジ峡谷、アークライトが水力紡績を始めた地として有名なダーヴェント・バレーの工場群、産炭地域ブレナボーン渓谷を登録するなどしている。このように今、各国ではこの文化の力を使って地域を再生したいと考え、世界文化遺産に期待を込めている。

イギリスの例としては、さきあげた産炭地域のブレナボーン渓谷があげられる。地上の施設はほとんどないが、半世紀も前に閉められた炭坑を3、5キロ歩くことができる。この石炭は良質で、日露戦争時日本がロシアと競って買い付け、連合艦隊に積んだことでも知られる。また隣接の製鉄所で1872年に製造された刻印のあるレールは輸入され、初期の鉄道となったばかりか、転用された後は国の重要文化財建造物である同志社大学クラーク館の補強材として残されている。世界の工場だった時代を、現在では荒涼としたブレナボーン渓谷の住民は記憶している。

また、2004年英国は、海洋通商都市リバプールとして、歴史的都心部の6地区と造船所を中心に、造船技術史・通商史・産業史・海洋文化の発祥の地として登録した。世界で初めて産業革命を成し、世界の工場であった英国が世界史に果たした役割を、文化遺産として力強くアピールするための一連の登録の集大成でもある。開港から大航海・大英帝国時代、産業革命、そして労働争議時代を経て、ビートルズまで、世界と通じる港町リバプールは英国史に輝く歴史文化都市であるという。

世界遺産登録を通じた英国文化のアピールであり、廃墟と化した鉱工業地帯や都市を元気付けていることはいうまでもない。遠く過ぎ去った栄光の時代の誇りを取り戻し、その栄光に相応しい魅力的な都市を再生するアイデアもわいてくる。市民とのパートナーシップでサステナビリティを追求する都市再生政策らしく、これらの都市や地域では民間企業や市民組織を動員しながら、豊富なアイデアを実現する取組みが街を元気にしている。

4. 文化的景観と産業遺産の管理計画

文化的景観は今も次々と登録され、人間と自然との持続可能な関係の証左である固有の土地利用形態を示す遺産としてますます注目されている。反面、フィリピンのコルディレラ棚田が「危機にさらされている世界遺産リスト」⁽⁹⁾に掲載されたように、現地の地域社会が伝統的な農業を継続し、この遺産を維持し、将来にわたって確実に管理していくことはたいへん困難である。文化的景観も産業遺産も、現代社会の中では失われるべき遺産であり、その維持管理はどこでも共通する大きな課題である。

日本からも2004年7月に「紀伊山地の霊場と参詣道」を文化的景観として登録し、引き続き国内法では景観法が制定、それに伴い文化財保護法が改正され重要文化的景観が新しい文化財となった。国内では農林水産業の歴史的景観が主な対象として検討されているが、2006年石見銀

山登録に際しては、鉱工業遺産の文化的景観として日本初の申請になる。国内各地でも産業構造転換が進み、産炭地ばかりか臨海工業地帯の広大な空地と周辺地域の衰退が問題になっている。これら地域の記憶を産業遺産として伝え、地域の再生を図ることが現代的である。地域再生の筋道を「管理計画 (Management Plan)」に示すことがユネスコに求められている。英伊両国だけが現在までに提出しており、観光客の増加が農林業伝統産業を活性化し、宿泊サービス関連施設が増加、雇用が確保され、過去半世紀の過疎化傾向が逆転した様子が記され、保存は地域再生と明確に位置づけている。

4.1. 遺産管理計画

新たに文化遺産として登場した文化的景観や産業遺産は遺跡と異なり、現代も人々が生活する場の中での遺産が保護されなければならない。その保護のためには、市民生活にも一定の制限が加えられることが寛恕されるべきものではあるが、さまざまな現代的な課題に応えることもまた不可欠である。

文化的景観を登録し、数少ない管理計画をすでに策定し、地域再生に成功した事例に、2004年登録のイタリアのオルチャ渓谷がある。この渓谷のあるトスカーナ州は豊かな農村地域で、スローフード運動にも連なる農業景観を選び、食の国イタリア、人気の高いトスカーナ・ワインの文化を語る農業景観である。オルチャ渓谷には五つの村があり、市街地は全面積の0.59%、農業地も62%、林野と耕作放棄地は36%もある。州内でも有数の過疎衰退地域である。地域全体をすでに1990年代に、自然環境整備中心の振興策を立て、地元シエナ県議会が公園地域と指定した。その後、トスカーナ州立自然文化芸術公園に選ばれ、多様な土地利用規制が定められていた。

さらに1996年、5村共同出資で有限会社を設立、これが公園管理、観光、農業振興に関わる業務を村から委託された。日本なら合併するところを、旧来の村の枠組みは変えず、業務を縮小、合理化し、有限会社に集めた。同社の有給のスタッフは常勤3名、非常勤5名、この会社が農業に付加価値を与えるマーケティング戦略を練り、観光プロモーション、伝統産業、小売業振興、共同購入・出荷の手配もしている。この他にも公園整備のための様々な事業の実施主体でもある。

毎年EUの構造改善資金と地元銀行の財団の資金援助を受け、自立した企業として、10年以上経営してきた。その成果は、年間20万人程度ではあるが、県平均を上回る勢いで観光客が増加し、小規模ながら農家民宿を中心に宿泊施設が増えた。農家レストランも好調で、就業の場が増えてきた。そのため過去数十年間過疎化が進み、農地放棄が進んでいた地域が一変し、人口が増加に転じた。1951年から91年に50%減少した人口が、この10年間は横這いから微増、それだけ若い人達が定住した。農業観光のサービスの質も向上している。

世界遺産に登録されたことによって、モンタルチーノ村はワインの売上を大幅に伸ばした。この村のブルネッロはイタリアで最も高額なワインだが、文化的な付加価値、この村の1500年前の修道士から始まる、歴史と物語があるワインとして、マスコミや、学者が書いた本などで、さまざまにプロモーションされた。オリーブオイルや栗など農業も盛んになった。

地元では、世界遺産登録の最大のメリットは、住民の間の開発か保存かという対立が解消し、規制を伴う保全によって開発が進むというコンセンサスができたことだという。過疎の村だから

宗田：世界遺産条約のめざすもの

工場誘致や高速道路建設を頑強に訴える人々がいた。しかし、「これからは文化的景観として世界遺産を目指す。老朽化した農家を再生して民宿、あるいはレストランにする開発を中心に、道も直線でなく、多少時間がかかっても景観にマッチした道にする。農業構造改善も圃場整備でなく、景観整備に使おう」と一つ一つ説いた結果、世界文化遺産という誇りが地域を元気づけたのである。

このように、遺産管理計画は地域計画である。その文化的景観が将来にわたって良好に維持されていくための地域社会の仕組みを示し、そのための土地利用計画、各種規制を定め、観光を含む振興策を具体的に実施する体制があることで初めて、文化的景観の管理計画であると考えられている。

4.2. 文化遺産と観光、文化観光憲章

文化遺産を修復し、現代社会に有効に利用する必要性は、すでに1960年代のヌビア遺跡やボロブドゥール遺跡救済の時から認識されていた。砂漠やジャングルの奥地に忘れ去られていた遺跡も修復によって人が訪れやすいようにすれば、観光客が増え、地域経済が活性化すると考えたのである。しかし、70年代に国際観光の大衆化が急激に加速すると観光による弊害も多く指摘されるようになった。特に、発展途上国で次々と開発されるリゾートが環境を破壊し、大挙して押しかける観光客が文化遺産を消耗させ、周辺から住民を追い出し、地域社会と自然環境に与える影響が問題となった。

また、東南アジアや南米などの途上国で多くの人類学者、社会人類学者が調査活動を始め、伝統的地域社会が観光によって変質していく様子を克明に報告した。途上国に限らないが、観光客を対象に、発明された伝統・芸術と呼ばれる、安易なまがい物が横行するなど、文化理解の促進に逆行する問題も認識されるようになった。

ユネスコは、1960年代までは文化遺産の保護を観光開発と結びつけることによって、地域開発のための開発援助資金を遺産保護にも当てるべきという立場をとっていた。それが70年代後半になると、一転して文化遺産を保持する地域社会本来の社会的・物的環境を守ることを優先し、文化遺産周辺の観光活動に一定の枠組を求めるように変質した。特に、遺産を取り巻く地域社会全体を保存の対象とし、適正な開発を求める勧告を出してきた。途上国の文化遺産の極端なものは、外国人観光客のための観光資源ではあるが、地域の文化資源とはとてもいえない。遺産は守られても、周辺ではどんどん環境が破壊されている。

そのためICOMOSでは観光の弊害から文化遺産を守る1976年国際文化観光憲章⁽¹⁰⁾を発表した。この中で初めて、文化観光(Cultural Tourism)という概念が提唱された。この憲章では増大する一方で押し止めようのない観光活動が文化遺産に及ぼす物的悪影響から遺産を守ることが主眼であった。その後、観光問題も深刻さを増す中、ICOMOS国際文化観光専門分科委員会が作業を続け、2000年のICOMOS総会では「文化観光憲章」の改定⁽¹¹⁾が行われた。

四半世紀間に变化した意識を受けて、幅広く定義された文化遺産は、まず人々のものと定義し、地域の事情や周辺住民の心情を尊重しつつ遺産を管理し、住民の主體的な活動として観光客との交流を進めるべきであるという理念を示した。文化遺産を巡る観光は人々の文化活動であり、そこを訪ねる人は文化遺産周辺の住民との接触を通じて文化的な体験、一種の文化接触を行うこと

が観光の目的とした。

この憲章では、文化遺産周辺地域をホスト・コミュニティとし、遺産の歴史的価値の所有者であると定義づける。また、中でも直接関係する人々を門番 (custodian)⁽¹²⁾とした。まず、美術館・図書館などの管理人を意味し、キリスト教世界では、聖ペテロは天国の鍵を預かる第1の門番という時の門番を指す言葉でもある。文化遺産に込められた精神世界への入口の鍵は周辺に暮らす人々の手にあるという。その文化遺産が社寺であれば、そこで日々祈りを捧げ、人々を導く僧侶が、実際に遺産を守る第1門番であり、文化遺産保存に関わる者は、まず十分な敬意をもって協力することから始める。遺産が地域の人々の信仰の対象であり、記憶の集積である場合も同様、人々を第1の門番として尊重する。ローマ教会の本山が、第1の門番を祭るサン・ピエトロ寺院であるように、文化遺産と門番は同等の価値をもつと考えられている。むしろ現地に暮らす人々の価値認識にこそ、文化遺産の文化的価値が宿っているという。

しかし、未だに多くの地域で1960年代の発展途上国のように、世界遺産登録を観光振興の手段と考える人々が、遺産周辺地域住民の中に少なからず残っている。それは豊かさへの過度な憧れと開発から取り残される不安の裏返しであり、貧困や未発達な民主主義の問題でもある。地域の文化遺産の一つ一つが世界人類の多様性と統合性を示すものだと理解するほどに豊かになっていない。世界遺産は国際的文化運動ではあるが、それ以前に地域の文化的活動であると想像するためには、現在の国や地方自治体の制度とその運用もまだ不十分である。

4.3. 地域を守る、ふるさとを守る

2000年の文化観光憲章には六つの原則が謳われている。最初の3原則は、観光は文化交流であり、文化遺産の保存と管理は、地域社会の文化理解の促進を目的とする。遺産のある地域と観光が対立する場合、その地域に暮らす人々が未来にわたって持続可能であるような解決策を求める。また、文化遺産保存とその観光計画は、訪問者がその価値に満足できる文化的体験を伴うように考える、などの点である。

次の3原則は、地域社会に関するもので、まず文化遺産のある地域社会と住民が保存と観光計画に参加すること、次に観光と保存活動が地域社会を利するものであること、そして、観光プロモーション自体が自然と文化遺産の特徴を守り、強調するものであることを定めている。先述したオルチャ溪谷の事例に限らず、英国の文化的景観管理計画にも、これらの原則が貫かれている。現地住民尊重主義ともいうべきこれらの原則は、持続的な地域社会が健全であって初めて遺産が保護されるという当然のことを述べているに過ぎないが、その具体的な解決策を提示することはたいへん難しい場合が多い。

紀伊山地の霊場と参詣道では、世界遺産登録に関係なく、これまでも長年にわたって古道を守ってきた人々がいる。すでに高齢化した住民が、自主的に山中の古道を維持してきた。語り部の会などに集い、地域住民の記憶を語り継ぐ努力を重ねてきた。登録に際し、三重県では東紀州振興局を中心に、これらの取組みを中心に住民との協働で「熊野古道アクションプラン」を策定した。従来から続く、ふるさとを守る取組みをアクションプランとして発展、継承させることができれば、世界遺産登録の意義があったことになる。この場合、地域社会に関する3原則がよく理解されたと評価できる。

宗田：世界遺産条約のめざすもの

問題はこの先にある。世界遺産登録を通じ、文化を活かした地域振興策をどう描くか、東紀州でも、課題は大きい。これは県と市町村行政の中でも、文化財保護と観光政策の領域をはるかに超え、農林業、産業、市民生活全般にわたる総合的な政策課題である。住民にとっても郷愁の対象としてではなく、次代を担う世代の生活と生業をどう開くかのために地域の文化、環境を継承していくかという総合的な課題である。このビジョンなくして管理計画も観光計画も成り立たない。このビジョンのない世界遺産登録は、特に文化的景観や産業遺産の登録は無意味であるとさえ思われる⁽¹³⁾。

ただ、今回の登録に込められた意味は大きい。文化的景観が登場した背景にある世界規模で起こった未来像の転換はわが国にとっても重要な意味をもつだろう。家族代々の遺産と故郷を守ることと、より豊かな暮らしを求め都会に出る子の繁栄を望むことは、経済成長の中、長年矛盾した状態が続いていた。一部ではあっても、過疎地域が遺産を守り続けることで、次代の繁栄を思い描けるような価値観の転換が、先進国では始まりつつある。日本でも国土政策が転換した。中央から地方分権に、地域の自立が求められている。国民一人一人の意識の転換はまだ進まないものの、その理解を進めるためにも世界遺産の意義は大きい。

5. 人々と遺産，地域と遺産，ユネスコのめざすもの

これまで述べたように、世界文化遺産の議論では、文化は人の心に宿る、特に地域社会に生きる人々の主体的な認識にこそ、保存すべき文化的価値があるとされる。文化遺産は、その遺産本体にではなく、文化遺産の価値を認識し、守り伝える営みを続ける人々の心のあり様に関わることが文化遺産の保護であるという理念が掲げられている。その心を育てることが平和運動としてのユネスコの世界遺産である。地域への愛着はその地に暮らす人々が先人に深い理解と愛情をもつことから生まれる。文化遺産の保護は地域づくりであるされ、平和な地域づくりがあって初めて遺産は守られるとされる。

しかし、世界遺産には、残された課題が多い。戦禍から遺産を守ることはできなかった。二つの世界大戦時代と比べ、戦争の形は大きく変わってしまった。負の遺産も十分な意味をもったとはいえない。気候変動は言うまでもなく、災害から遺産を守る取組みも不十分である。発展途上国の多くでは文化的観光は理解されていない。国境を越えた世界遺産保護の取組みも進みにくい状況にある。

それでも世界文化遺産は止まることなく、変化し続けている。登録される内容も、選定基準も、そして登録の意味、引いては文化遺産保存の意味も国際的な議論にさらされ、遅々としてではあるが人類の文化発展が続いている。この意味で、世界遺産条約履行指針に従って保存・管理し、登録を進めるというだけでなく、地域の文化遺産の実情に合わせて世界遺産を変えるべく提案する取組みがあってもいい。ローカルとグローバルをつなぐ意味はこの点にある。

世界には遺物・遺産がまだまだたくさんある。その多くの中から現代に生きる人々が、文化的な価値認識をし、文化遺産を選びだす。こうして文化遺産に選ばれたものの中から今度は制度的な、法律制度による価値認識によって、世界遺産が生まれる。この作業は現在も続いている。文化的

価値認識をするのは人々の習慣、記憶、教養である。日常の変化によって変わる。伝統も変わるし、あるいは観光という活動も起こる。社会の価値認識の変化に合わせて、文化遺産の内容も、制度、行政手続きも柔軟に変わっていくべきだろう。

したがって、どの地域でも現在の地域社会の文化遺産をどう見出し、またそれをいかに発展させていくか。その地域固有であり、また国民共有、世界人類共有の文化遺産として、地域の取組みを世界に広げていくかが大きな課題となる。この分野では、長きにわたって専門家が価値認識を担っていた。民主主義社会で進む市民参加の議論と同じ様に、世界遺産でも参加の議論は進められている。これは、ユネスコなど国際連合諸機関の基本命題でもある。その意味で、世界遺産に少しでも権威主義的な匂いが漂うとすれば、世界遺産条約の本来の位置づけではなく、その国の制度の未熟さであり、また地域の根深い問題から発するものであるといえよう。

注

- (1) 1972年ユネスコ（国際連合教育科学文化機関）第17回総会で採択された「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約」。この条約は、顕著な普遍的価値を有する文化遺産と自然遺産の双方を世界遺産一覧表に登録し、同一の枠組みの下に一体的に保護することを目的とする点において極めて独創的かつ画期的な制度であった。
- (2) ユネスコは、文化遺産保存の専門的国際組織を設けるために歴史的記念物建築家・技術者会議を支援し、1964年ヴェネツィアで開催された第2回会議では、ヴェネツィア憲章が起草、採択された。この中で、国際記念物遺産会議 ICOMOS が設立された。世界遺産条約では、ICOMOS は世界遺産登録の審査などに当たることになっている。
- (3) ナセル大統領は当初世界銀行の融資を希望した。スエズ運河の国有化など反英仏の立場をとる非同盟諸国の代表ナセルに対し、米国の反対で世界銀行の融資は果たせなかった。そのためソ連が引き受けたもの遺跡保存の資金援助は難しかった。遺跡か開発かという議論が巻き起こった。
- (4) 世界遺産登録が国によって登録されるという問題に対し、地域での文化遺産保護の取組みを重視しようという活動がある。例えばタイのバンコックにあるユネスコ・アジア太平洋地域事務所ではアジア太平洋賞を設け、必ずしも中央政府の介在なく、地域の顕彰、支援する取組みを続けている。
- (5) 1992年の第16回世界遺産委員会において、人間の営為と自然との結合の所産である文化的景観の考え方を正式に導入することが決定され、「世界遺産条約履行のための作業指針」が改訂されるとともに、文化的景観の遺産を世界遺産一覧表に登録するために新たな規定が追加された。作業指針においては、文化的景観の地域が有する自然の程度や自然に対する人間の行為の影響の程度により、文化的景観を三つに区分した。第1「意匠された景観」、第2「有機的に進化する景観」、第3「関連する景観」である。まず第1は、すでに文化遺産として認知されている庭園などを意味し、人間の設計意図の下に創造された景観であるスペインのアランフェス（2001年登録）などである。第2の有機的に進化する景観は、農林水産業などの産業と関連する継続すると、遺跡の周囲に残るもう変化しない化石的景観の2種類がある。フィリピンのコルディレラの棚田（1995年）が前者で、ラオスのワット・プーに附属するチャンパサックの古代集落（1999年）は後者である。第3は、信仰や宗教の対象、文学、芸術活動などに登場する景観のことで、トンガリロ国立公園とウルル=カタ・ジュタ国立公園であり、紀伊山地の霊場と参詣道がこれに当たる。3種類に整理することで、文化的景観の価値も整理されやすくなり、登録作業が進んだ。
- (6) この登録はニュージーランド政府の政策とも関係すると考えられる。アボリジニーに対する従来の保護政策を転換し、補助金を削減しつつ、しかし自立の促進を図りたい。一種の構造改革で、その時に

宗田：世界遺産条約をめざすもの

世界文化遺産、複合遺産という価値づけを図り、この地域が観光、あるいは文化的に発展する道筋をつけようとしたと思われる。次の年、同じくオーストラリア政府が、エアーズロックで有名なウルル=カタ・ジュタ国立公園を登録し、アボリジニーに非常に手厚く補助金を出していた政策の転換を検討し始め、この地域で彼らの自立が促進されるような方向で、地域振興策を切り替えている。

- (7) 農林水産業に関連する文化的景観の保護に関する調査研究（報告）、2005年6月、農林水産業に関連する文化的景観の保存・整備・活用に関する検討委員会、文化庁文化財部記念物課
- (8) ICOMOSには文化的ルートと称される国際専門分科委員会があり、その中で文化遺産としての道に関する議論が続けられている。その内容は定まっておらず、したがってその訳語も定まっていない。
- (9) 紛争や開発、気候変動等の理由により保存が危ぶまれている世界遺産の地域については、世界遺産委員会が当該世界遺産の地域を「危機にさらされている世界遺産の一覧表」に登録し、財政・技術の両面から国際社会が積極的に支援していくことができることとされている。
- (10) ベルギー・ブリュッセルで1976年9月8-9日に開催された「現代の観光とヒューマニズムに係る国際セミナー」に参加したICOMOS主要メンバーが合意し、同年11月総会で制定された「文化的観光憲章（Charter of Cultural Tourism）」。「ICOMOSは人類の遺産のうち特別な価値を有する記念建造物と遺跡の保護を推奨し、その保存と普及を確実にすることを目的とし……（中略）……今や世界の観光活動の急速な進展による遺産への影響は多大で、その内容はよくも悪くもICOMOSが関与すべきもの」とし、「観光は、不可逆的、社会的、人類的、経済的並びに文化的事実である。記念建造物と遺跡の領域における観光の影響はとりわけ重大であり、観光活動の発展を避けられない状況であるため、影響は増大しうる一方である」「文化的観光とは、観光の多様な目的の中で記念建造物と遺跡を見出すことを目的とする観光である。この目的に添って記念建造物と遺跡の維持管理並びに保護に貢献した限りにおいて、文化的観光は最終的に非常に肯定的な効果を発揮しうる。この種類の観光は、関係する全ての人々にもたらされる社会文化的及び経済的効果により、人間社会に要求される上記の維持管理並びに保護の努力を正当に評価するものである」（宗田訳）としている。
- (11) 1999年10月メキシコで開催されたICOMOS第12回総会で採択された「意義深い文化遺産とその場所で観光を管理するための国際文化観光憲章」。主旨は「広い意味で、自然及び文化遺産は人々（people）の手に委ねられている。われわれ一人一人は、遺産の世界的価値を理解し、鑑賞し、そして保存すべき権利と義務をもつ。遺産とは、広い意味では文化的環境同様に自然をも意味するものである。景観、史跡、遺跡そして町並みなど、あるいは生物多様性、コレクション、伝承された文化的諸活動、意識、生活文化などをも含む。それは、人類の歴史的発展の長い過程を記録し、表現したものであり、国と地域、村や町に分かれ住む人々が、それぞれに現代生活にもち続ける文化的アイデンティティのより所である。成長と変化のためのダイナミックな基準点であり、前進のための手段でもある。現在もまた未来にも、それぞれの地域とその社会がもつ遺産と記憶の集積は、移すことができないし、発展のための基礎である。グローバル化が進む今日、遺産および、あらゆる地域と場が示す文化的特殊性を、保護し、保存し、理解し、そしてそれを人々に示そうとすることは、いかなる場所に住む人々にとっても重要な挑戦である。しかし、遺産の管理は、国際的に認知された適切な基準に沿って進められるものであり、ある特定の地域に住む人々と遺産などを守ろうとする人々の責任でもある。遺産管理の第一の目的は、その遺産の意味と保存の必要性を、そこに暮らす住民（ホスト・コミュニティ）と観光客（ビジター）に伝えることである。遺産への然るべき、物理的に、知的にも、また感覚的によく管理されたアクセスと、文化的な発展は、両者に共通する権利でもあり誇りでもある」（宗田訳）。
- (12) ICOMOSの文化観光国際専門分科委員会が2000年策定した『文化観光憲章』に示された文化遺産周辺のローカル・コミュニティの尊重の原則では、コミュニティとその人々をcustodianとした。筆者は、この憲章策定の際の議論に加わり、この表現を検討した一人であり、欧州、北中南米、アフリカ等キリスト教文化圏からの専門家には容易に認識される語彙であったことを記憶している。著者はこの

専門分科委員会の日本代表を務めた。

- (13) よく知られるように、文化的景観として登録されたフィリピン・コルディレラ棚田は危機にさらされた世界遺産リストに掲載された。地元 NGO の活動と草の根レベルでの国際協力によって活路を模索しているが、地域開発の困難な課題は多い。

文献

- 宮沢智士他, 1995, 『NIRA 研究報告書。文化協力における民族と国家』総合研究開発機構。
- 河野靖, 1995, 『文化遺産の保存と国際協力』風響社。
- 斎藤英俊・宗田好史他, 2003, 『世界の文化遺産を護る——国際協力と日本の役割——』クバ・プロ。
- 宗田好史, 2004, 「信仰の山を巡るアジア・太平洋の論調」(特集：アジア・太平洋地域における信仰の山の文化的景観に関する専門家会議報告)『月刊文化財』平成 13 年 11 月号：12-18。
- 斎藤英俊・宗田好史他, 2004, 文化財保存修復学会編『文化財の保存と修復④——歴史遺産と環境——』クバ・プロ。
- 宗田好史, 2004, 「イタリア都市計画における風景の再評価, 計画手法」『日伊文化研究』第 40 号：60-72。

(むねた・よしふみ)

宗田：世界遺産条約をめざすもの

The Destination of the World Cultural Heritage : Discussions in ICOMOS, International Committee of Monuments and Sites

MUNETTA Yoshifumi

Kyoto Prefectural University

1-5, Hangi-cho, Shimogamo, Sakyo-ku, Kyoto City, 606-8522, JAPAN

The Convention Concerning the Protection of the World Cultural and Natural Heritage was adopted by UNESCO in 1972, although it wasn't until 1992 that it was ratified by the Japanese Government. During that time, an active discussion took place among member states regarding the notion of "cultural heritage" as defined in the convention. As a result, a new concept of "cultural landscape" was introduced as an additional element of the definition of cultural heritage in 1993. The new concept encapsulates the idea that, not only a single site, but also a group of sites with historical significance, should be considered as a worthy candidate for the World Heritage, thus better facilitating the conservation of a whole area. Consequently, the U.K., Germany and some other EU member countries recently nominated several industrial archaeological sites using the conceptual framework of cultural landscape, and this action has now developed into a global trend. The Japanese government has followed this trend, although the concept of cultural landscape is not well known in Japan, even to those involved in conservation.

This paper attempts to explain how the convention was discussed and how new ideas evolved during the twenty years of Japanese absence, and reports on the subject matter of the ICOMOS meetings after 1992. Recent issues in the areas of cultural landscape, industrial heritage, cultural tourism and management plan are included along with appropriate background information.

Keywords : World Heritage, ICOMOS, Cultural Landscape, Industrial Heritage, Management Plan